



報道発表

地区コミュニティ協議会の認定について

新制度初の地区コミュニティ協議会に2団体を認定！

この度、行政区再編に伴い、新たに制度を設けた「地区コミュニティ協議会」に下記2団体を認定しました。

今後、地区コミュニティ協議会は、各地区の団体や住民が互いに情報を持ち寄り、地域振興や地域課題の解決に向けて話し合いを行うとともに、市の附属機関である「区協議会」へ提案、意見、要望を行います。

<認定団体>

	中 地 域	西 地 域
1 認定団体	富塚地区コミュニティ協議会	和地コミュニティ協議会
2 構成団体	・富塚地区自治会連合会 ・富塚地区コミュニティ協議会 が認める有識者	・和地地区自治会連合会 ・和地地区社会福祉協議会 他
3 認定年月日	令和6年1月4日	
4 活動地区	富塚地区	和地地区
5 活動拠点	富塚協働センター Tel:053-472-7682	和地協働センター Tel:053-486-0253

<参考>

地区コミュニティ協議会とは・・・

- ・地区コミュニティ協議会は、地域の各種団体を包含し、地域課題を話し合う組織として、地域の任意で設置するものです。
- ・市の認定を受けると区協議会に委員を選出することができ、地域振興及び地域課題の解決に関する提案、要望、意見を述べるすることができます。